

福岡県公報

令和二年五月十五日
第百二号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

再掲

○特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和二年五月十五日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和元年福岡県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第九号を第十一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

- 四 妊娠中又は産後一年以内の会計年度任用職員が母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合 必要と認められる期間

五 妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑その他の通勤事情により母体又は胎児の健康保持に影響を受けると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて原則として一時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間

第十二条第二項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十四号までを二号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六条)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則を制定し、ここに公布する。
令和二年五月一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十八号

特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則 (趣旨)

第一条 この規則は、特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例(平成二十九年福岡県条例第三十五号。以下「条例」という。)の規定に基づき、特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(防疫等作業手当の種類及び手当の額)

第二条 条例第三条第二項第一号に規定する人事委員会が定めるものは、次に掲げる作業とする。

- 一 新型コロナウイルス感染症(条例第三条第二項第一号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の軽症患者等(条例第三条第二項第一号に規定す

る軽症患者等をいう。以下この項において同じ。）の身体に直接接触して又はこれらの者に接して行う作業

二 軽症患者等が使用した物件の処理作業

三 軽症患者等の生活支援、関係機関との連絡調整その他人事委員会がこれらに相当すると認める作業

2 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会が定めるものは、新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者又は人事委員会がこれらに相当すると認める者（以下「患者等」という。）との接触又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された場所若しくは汚染された疑いのある場所において行う次に掲げる作業で新型コロナウイルス感染症にかかるおそれのあるものとする。

一 患者等の救護（移送及び入院を含む。）、疫学調査、検体の採取その他人事委員会がこれらに相当すると認める作業

二 患者等の移送に使用した物件の処理、移送後における車両の消毒その他人事委員会がこれらに相当すると認める作業

三 検体の搬送その他人事委員会がこれに相当すると認める作業

3 条例第三条第四項に規定する人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第一号の作業 四千元

二 第一項第二号及び第三号の作業 三千元

三 前項第一号の作業 二千元

四 前項第二号の作業 千五百円

五 前項第三号の作業 二百九十円

（支給の調整）

第三条 同一勤務日において、条例第三条第二項に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のとくにあっては、当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）以外は支給をしない。

（特殊勤務手当実績簿等）

第四条 条例第三条第二項に規定する作業に係る特殊勤務手当実績簿及び特殊勤務手当

整理簿に関する事項は、福岡県職員の特務勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）第十二条を準用する。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

（検討）

2 第二条に規定する防疫等作業手当の種類及び手当の額については、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況の変化等を踏まえ、その在り方を検討するものとする。